

放送受信者等の個人情報保護に関するガイドライン及び解説 改正（案）概要

令和4年1月19日
事務局

- 令和2年改正個人情報保護法令（法律、政令、省令）及び個人情報保護法ガイドライン（告示）は既に公布されており、令和4年4月1日施行。
（法律：令和2年6月12日公布、政令及び省令：令和3年3月24日公布、ガイドライン（告示）：令和3年8月2日公布）
- 改正内容については、改正個人情報保護法令及び個人情報保護法ガイドラインにおいて、すでに明らかとなっているところ。
- したがって、令和4年4月1日の施行までに、これらを放送分野ガイドラインにも反映させる必要がある。

- 分野共通的な事項は、これまでの検討会での議論を踏まえ、原則、個人情報保護法令や個人情報保護法ガイドラインの規定の内容に合わせることでよいのではないかと考える。
- 基本的には、放送分野ガイドラインに改正個人情報保護法令と同等の規律を設けることとする。視聴データに関する用語の整理を行った上で、「仮名加工情報」や「個人関連情報」の取扱いの規律について、改正個人情報保護法令で規定されている事項を放送分野ガイドラインに反映。

放送分野の視聴データの活用とプライバシー保護の在り方に関する検討会（第4回）資料4-1及び資料4-4より抜粋

<本資料の構成>

- | | |
|--------------------|--------|
| 1 視聴データに関する用語の整理 | … 2ページ |
| 2 放送分野ガイドライン改正案の構成 | … 3ページ |
| 3 主な改正内容 | … 7ページ |

1 視聴データに関する用語の整理

- 視聴データに関する用語について、個人情報保護法で用いられている用語「○○情報」に対応する形で、視聴者の○○情報であることを明確にするため、それぞれ「視聴者○○情報」と見直してはどうか。
- また、現行の「視聴履歴」「非特定視聴履歴」について、視聴者を特定するものか、特定しないものかを明確にするため、それぞれ「視聴者特定視聴履歴」「視聴者非特定視聴履歴」と見直してはどうか。

| 個人情報保護法における用語 | 放送分野における用語 | 用語の定義 |
|----------------|--|--|
| 個人情報 | 視聴者個人情報 (現行の「視聴関連個人情報」(注1)に相当) | 視聴に伴って収集される個人に関する情報であって、個人情報であるもの |
| | 視聴者特定視聴履歴 (現行の「視聴履歴」(注1、注2、注3)に相当) | 視聴者個人情報であって、特定の日時において視聴する放送番組を特定することができるもの |
| 個人関連情報 (※1) | 視聴者個人関連情報 (現行の「非特定視聴関連情報」(注1)に相当) | 視聴に伴って収集される個人に関する情報であって、個人関連情報であるもの |
| | 視聴者非特定視聴履歴 (※2) (現行の「非特定視聴履歴」(注1、注3)に相当) | 視聴者個人関連情報であって、特定の日時において視聴する放送番組を特定することができるもの |
| 仮名加工情報 | 視聴者仮名加工情報 | 視聴に伴って収集される個人に関する情報であって、仮名加工情報であるもの |
| 匿名加工情報 | 視聴者匿名加工情報 | 視聴に伴って収集される個人に関する情報であって、匿名加工情報であるもの |

(※1) 個人関連情報とは、生存する個人に関する情報であって、個人情報、仮名加工情報及び匿名加工情報のいずれにも該当しないものをいう。

(※2) 特定の個人に紐付かない情報であっても、例えば同じ社内の別のデータベースに保存される特定の個人を識別することができる情報と容易に紐付けることが可能である(容易照合性がある)場合には、個人情報(視聴者特定視聴履歴)として取り扱われる。

(注1) 一般財団法人放送セキュリティセンター「放送分野の個人情報保護に関する認定団体指針」(平成29年7月)において、定義され、用いられている用語。

(注2) 放送分野ガイドラインにおいて、定義され、用いられている用語。

(注3) 放送分野ガイドラインの解説において、定義され、用いられている用語。

2 放送分野ガイドライン改正案の構成

○ 放送分野ガイドライン改正後の個人情報保護法との条文の対応関係は以下のとおり（黄色塗りは、改正個人情報保護法を受けて、新たに放送分野ガイドラインに条を新設したもの。）。

| 条文の内容 | 個人情報保護法 | 放送分野ガイドライン |
|------------------|--------------|------------|
| 目的 | 第1条 | 第1条 |
| 適用対象 | — | 第2条 |
| 定義 | 第2条 第16条 | 第3条 |
| 利用目的の特定 | 第17条 | 第4条 |
| 利用目的による制限 | 第18条 | 第5条 |
| 不適正な利用の禁止 | 第19条 | 第6条 |
| 取得の制限 | — | 第7条 |
| 適正な取得 | 第20条 | 第8条 |
| 取得に際しての利用目的の通知等 | 第21条 | 第9条 |
| データ内容の正確性の確保 | 第22条 | 第10条 |
| 個人データの保存期間及び削除 | 第22条 | 第11条 |
| 安全管理措置 | 第23条 | 第12条 |
| 従業者及び委託先の監督 | 第24条 第25条 | 第13条 |
| 個人情報保護管理者 | — | 第14条 |
| プライバシーポリシー | — | 第15条 |
| 漏えい等の報告等 | 第26条 | 第16条 |
| 第三者提供の制限 | 第27条 | 第17条 |
| 外国にある第三者への提供の制限 | 第28条 | 第18条 |
| 第三者提供に係る記録の作成等 | 第29条 | 第19条 |
| 第三者提供を受ける際の確認等 | 第30条 | 第20条 |
| 個人関連情報の第三者提供の制限等 | 第31条 | 第21条 |

| 条文の内容 | 個人情報保護法 | 放送分野ガイドライン |
|--------------------|---------|------------|
| 保有個人データに関する事項の公表等 | 第32条 | 第22条 |
| 開示 | 第33条 | 第23条 |
| 訂正等 | 第34条 | 第24条 |
| 利用停止等 | 第35条 | 第25条 |
| 理由の説明 | 第36条 | 第26条 |
| 開示等の請求等に応じる手続 | 第37条 | 第27条 |
| 手数料 | 第38条 | 第28条 |
| 事前の請求 | 第39条 | 第29条 |
| 受信者情報取扱事業者による苦情の処理 | 第40条 | 第30条 |
| 仮名加工情報の作成等 | 第41条 | 第31条 |
| 仮名加工情報の第三者提供の制限等 | 第42条 | 第32条 |
| 匿名加工情報の作成等 | 第43条 | 第33条 |
| 匿名加工情報の提供 | 第44条 | 第34条 |
| 識別行為の禁止 | 第45条 | 第35条 |
| 安全管理措置等 | 第46条 | 第36条 |
| 適用除外 | 第57条 | 第37条 |
| 適用の特例 | 第58条 | 第38条 |
| 学術研究機関等の責務 | 第59条 | 第39条 |
| 放送受信者等の個人情報 | — | 第40条 |
| 受信機に記録された個人情報 | — | 第41条 |
| 視聴者特定視聴履歴 | — | 第42条 |
| 域外適用 | 第166条 | 第43条 |
| ガイドラインの見直し | — | 第44条 |

表中、個人情報保護法及び放送分野ガイドラインの条項番号は、令和4年4月1日施行時点のもの

- 第1章の構成は変更なし。（現行と同様に改正後も、第1条（目的）、第2条（適用対象）、第3条（定義）の構成）
- 2ページを踏まえ、「視聴者特定視聴履歴」等（改正後第3条第4号・第5号）の用語を定義。
- 「受信者情報取扱事業者」の定義を見直し（改正後第3条第3号）、現行の「匿名加工受信者情報取扱事業者」は、（電気通信事業ガイドラインと合わせる形として）「匿名加工情報取扱事業者である受信者情報取扱事業者」とし（改正後第33条～第36条参照）、同様に、「個人関連情報取扱事業者である受信者情報取扱事業者」（改正後第21条参照）や「仮名加工情報取扱事業者である受信者情報取扱事業者」（改正後第31条及び第32条参照）とする。

放送分野ガイドライン改正案

現行

- （定義）
第3条
- 三 受信者情報取扱事業者 放送受信者等の個人情報データベース等を事業の用に供している個人情報取扱事業者をいう。
- 四 匿名加工受信者情報取扱事業者 放送受信者等の匿名加工情報データベース等を事業の用に供している匿名加工情報取扱事業者をいう。
- 五 視聴履歴 放送受信者等の個人情報であって、特定の日時において視聴する放送番組を特定することができるものをいう。ただし、当該特定の日時の一ごとに個人情報を提供する本人の意図が明らかなものを除く。

改正後

- （定義）
第3条
- 三 受信者情報取扱事業者 次に掲げる者をいう。
- イ 放送受信者等の個人情報データベース等を事業の用に供している個人情報取扱事業者
- ロ 放送受信者等の個人関連情報データベース等を事業の用に供している個人関連情報取扱事業者
- ハ 放送受信者等の仮名加工情報データベース等を事業の用に供している仮名加工情報取扱事業者
- ニ 放送受信者等の匿名加工情報データベース等を事業の用に供している匿名加工情報取扱事業者
- 四 視聴者個人情報 視聴に伴って収集される個人に関する情報であって、個人情報であるものをいう。
- 五 視聴者特定視聴履歴 視聴者個人情報であって、特定の日時において視聴する放送番組を特定することができるものをいう。ただし、当該特定の日時の一ごとに個人情報を提供する本人の意図が明らかなものを除く。

- 改正個人情報保護法を受けて、改正後第6条（不適正な利用の禁止）、第16条（漏えい等の報告等）、第21条（個人関連情報の第三者提供の制限等）、第31条（仮名加工情報の作成等）、第32条（仮名加工情報の第三者提供の制限等）、第38条（適用の特例）及び第39条（学術研究機関等の責務）を新設。
- 放送分野固有の規定である、現行第4条（利用目的の特定）第2項、第7条（適正な取得）第2項及び第3項、第10条（個人データの保存期間及び消去）第2項並びに第14条（受信機に記録された個人情報の管理）は放送受信者等の個人情報の取扱いにおける通知等の規定であることから、まとめて、改正後第3章（各種情報の取扱い）に移動。なお、これにより、第2章は、基本的に電気通信事業ガイドラインと同じ構成となる。

（現行）

第2章 個人情報の取扱いに関する共通原則

第4条（利用目的の特定）

第5条（略）

第6条（取得の制限）

第7条（適正な取得）

第8条・第9条（略）

第10条（個人データの保存期間及び消去）

第11条～第13条（略）

第14条（受信機に記録された個人情報の管理）

第15条（略）

第16条～第19条（略）

第20条～第28条（略）

第29条～第33条（略）

（改正後）

第2章 個人情報の取扱いに関する共通原則

第4条（利用目的の特定）

第5条（略）

第6条（不適正な利用の禁止）

第7条（取得の制限）

第8条（適正な取得）

第9条・第10条（略）

第11条（個人データの保存期間及び消去）

第12条～第14条（略）

第15条（略）

第16条（漏えい等の報告等）

第17条～第20条（略）

第21条（個人関連情報の第三者提供の制限等）

第22条～第30条（略）

第31条（仮名加工情報の作成等）

第32条（仮名加工情報の第三者提供の制限等）

第33条～第37条（略）

第38条（適用の特例）

第39条（学術研究機関等の責務）

- 第3章の見出しを、（電気通信事業ガイドラインと同じく）「各種情報の取扱い」に改正。
- 放送分野固有の規定である、現行第4条（利用目的の特定）第2項、第7条（適正な取得）第2項及び第3項、第10条（個人データの保存期間及び消去）第2項は、改正後第40条（放送受信者等の個人情報）に移動。また、現行第14条（受信機に記録された個人情報の管理）は、改正後第41条（受信機に記録された個人情報）に移動。
- 現行第34条及び第35条に規定する視聴履歴に関する規定は、改正後第42条（視聴者特定視聴履歴）に移動。
- 現行第36条（域外適用）は、改正後第4章に移動。

(現行)

第3章 視聴履歴の取扱い

第34条（視聴履歴の取扱い上の注意）
第35条（視聴履歴取得等に係る同意）

第4章 域外適用

第36条（域外適用）

第5章 雑則

第37条（略）

(改正後)

第3章 各種情報の取扱い**第40条（放送受信者等の個人情報）**

第1項 第三者提供の範囲の表示

第2項 受信者情報取扱事業者の氏名等の明示

第3項 受信者情報取扱事業者の氏名等を了知させるための措置

第4項 保存期間の通知又は公表

第41条（受信機に記録された個人情報）**第42条（視聴者特定視聴履歴）****第4章 雑則****第43条（域外適用）**

第44条（略）

- 令和2年改正個人情報保護法の概要は以下のとおり。放送分野ガイドラインに、個人情報保護法令と同等の規律を設けることとし、放送分野ガイドラインの解説にも、個人情報保護法ガイドラインと同等の記載を行う。
- また、令和3年改正個人情報保護法による条項番号のずれ等、形式的な修正も行う。

1. 個人の権利の在り方

- ① 利用停止・消去等の個人の請求権の範囲を拡充する。
- ② 保有個人データの開示方法を本人が指示できるようにする。
- ③ 第三者提供記録を、本人が開示請求できるようにする。
- ④ 短期保存データを開示、利用停止等の対象とする。
- ⑤ オプトアウト規定について、i)不正取得された個人データ、ii)オプトアウト規定により提供された個人データについても対象外とする。

2. 事業者の守るべき責務の在り方

- ① 漏えい等が発生し、個人の権利利益を害するおそれ大きい場合に、委員会への報告及び本人への通知を義務化する。
- ② 違法又は不当な行為を助長する等の不適正な方法により個人情報を利用してはならない旨を明確化する。

3. 事業者による自主的な取組を促す仕組みの在り方

- 認定団体制度について、企業の特定分野(部門)を対象とする団体を認定できるようにする。

4. データ利活用の在り方

- ① 「仮名加工情報」を創設し、開示・利用停止請求への対応等の義務を緩和する。
- ② 提供先において個人データとなることが想定される情報の第三者提供について、本人同意が得られていること等の確認を義務付ける。

5. ペナルティの在り方

- ① 虚偽報告等の行為者処罰の法定刑を引き上げる。
- ② 命令違反等の罰金について、法人に対しては行為者よりも罰金刑の最高額を引き上げる(法人重科)。

6. 法の域外適用・越境移転の在り方

- ① 外国事業者を、罰則によって担保された報告徴収・命令の対象とする。
- ② 移転先事業者における個人情報の取扱いに関する本人への情報提供の充実等を求める。

| 改正個人情報保護法の概要 | 放送分野ガイドライン改正案の概要 |
|--|--|
| <p><7ページの1. ④に対応> 6ヶ月以内に消去する短期保存データについて、保有個人データに含めることとし、開示、利用停止等の対象とする。</p> <p style="text-align: right;">【法第16条第4項関係】</p> | <p>放送分野ガイドラインにおいて使用する用語は、個人情報保護法の定義規定である法第2条において使用する用語の例によること（第3条）とされている。令和3年改正個人情報保護法において「保有個人データ」の定義が法第2条第7項から法第16条第4項に改正されたことなどから、法第2条に加えて、法第16条において使用する用語の例によることも含むよう、放送分野ガイドラインを改正。</p> <p style="text-align: right;">【放送分野ガイドライン第3条関係】</p> |

表中、個人情報保護法及び放送分野ガイドラインの条項番号は、令和4年4月1日施行時点のもの

| 個人情報保護法 | | 放送分野ガイドライン改正案 | |
|--|---|--|---|
| 改正前 | 改正後 | 現行 | 改正後 |
| <p>(定義) 第2条 7 この法律において「保有個人データ」とは、(中略)その存否が明らかになることにより公益その他の利益が害されるものとして政令で定めるもの又は1年以内の政令で定める期間以内に消去することとなるもの以外のものをいう。</p> <p><個人情報保護法施行令> 第5条 法第2条第7項の政令で定める期間は、6月とする。</p> | <p>(定義) 第16条 4 この章において「保有個人データ」とは、(中略)その存否が明らかになることにより公益その他の利益が害されるものとして政令で定めるもの以外のものをいう。</p> <p>[削る]</p> | <p>(定義) 第3条 本ガイドラインにおいて使用する用語は、法第2条において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> | <p>(定義) 第3条 本ガイドラインにおいて使用する用語は、法第2条及び法第16条において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> |

| 改正個人情報保護法の概要 | 放送分野ガイドライン改正案の概要 |
|---|---|
| <p>＜7ページの2. ②に対応＞ 違法又は不当な行為を助長する等の不適正な方法により個人情報を利用してはならない旨を明確化する。</p> <p style="text-align: right;">【法第19条関係】</p> | <p>放送分野ガイドラインに、個人情報保護法令と同等の規律を設けることとする。また、放送分野ガイドラインの解説にも、個人情報保護法ガイドラインと同等の記載を行う。</p> <p style="text-align: right;">【放送分野ガイドライン第6条関係】</p> |

表中、個人情報保護法及び放送分野ガイドラインの条番号は、令和4年4月1日施行時点のもの

| 個人情報保護法 | | 放送分野ガイドライン改正案 | |
|---------|---|---------------|--|
| 改正前 | 改正後 | 現行 | 改正後 |
| [新設] | <p>(不適正な利用の禁止) 第19条 個人情報取扱事業者は、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用してはならない。</p> | [新設] | <p>(不適正な利用の禁止) 第6条 受信者情報取扱事業者は、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により放送受信者等の個人情報を利用してはならない。</p> |

| 改正個人情報保護法の概要 | 放送分野ガイドライン改正案の概要 |
|--|---|
| <p><7ページの2. ①に対応> 漏えい等が発生し、個人の権利利益を害するおそれ大きい場合に、委員会への報告及び本人への通知を義務化する。</p> <p style="text-align: right;">【法第26条関係】</p> | <p>放送分野ガイドラインに、個人情報保護法令と同等の規律を設けることとする。また、個人情報保護委員会が法第147条第1項の規定により報告を受理する権限を所管大臣に委任している場合には、放送業においては所管大臣が総務大臣となるため、報告対象となる所管大臣については総務大臣と記載する。また、放送分野ガイドラインの解説にも、個人情報保護法ガイドラインと同等の記載を行う（3-6において、「漏えい等」の考え方、漏えい等事案が発覚した場合に講ずべき措置等を記載。）。</p> <p style="text-align: right;">【放送分野ガイドライン第16条関係】</p> |

表中、個人情報保護法及び放送分野ガイドラインの条番号は、令和4年4月1日施行時点のもの

| 個人情報保護法 | | 放送分野ガイドライン改正案 | |
|---------|--|---------------|--|
| 改正前 | 改正後 | 現行 | 改正後 |
| [新設] | <p><u>(漏えい等の報告等)</u> 第26条 個人情報取扱事業者は、その取り扱う個人データの漏えい、滅失、毀損その他の個人データの安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれ大きいもの（中略）が生じたときは、（中略）当該事態が生じた旨を個人情報保護委員会に報告しなければならない。（以下略）</p> <p><個人情報保護法施行規則> 第8条 3 法第26条第1項本文の規定による報告は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方法により行うものとする。 二 法第147条第1項の規定により、法第26条第1項の規定による権限の委任を受けた事業所管大臣に報告する場合（以下略）</p> | [新設] | <p><u>(漏えい等の報告等)</u> 第16条 受信者情報取扱事業者は、その取り扱う個人データの漏えい、滅失、毀損その他の個人データの安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれ大きいもの（中略）が生じたときは、（中略）当該事態が生じた旨を個人情報保護委員会に報告しなければならない。（以下略）</p> <p>4 第1項本文の規定による報告は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方法により行うものとする。 二 法第147条第1項の規定により、法第26条第1項の規定による権限の委任を受けた総務大臣に報告する場合（以下略）</p> |

| 改正個人情報保護法の概要 | 放送分野ガイドライン改正案の概要 |
|--|--|
| <p><7ページの1. ⑤に対応> オプトアウト規定（※）により第三者に提供できる個人データの範囲を限定し、①不正取得された個人データ、②オプトアウト規定により提供された個人データについても対象外とする。 【法第27条第2項関係】</p> | <p>放送分野ガイドラインに、個人情報保護法令と同等の規律を設けることとする。また、放送分野ガイドラインの解説にも、個人情報保護法ガイドラインと同等の記載を行う（3-7-2において、不正取得された個人データやオプトアウト規定（※）により提供された個人データの再提供はできない旨を追記）。 （※）本人の求めがあれば事後的に停止することを前提に、提供する個人データの項目等を公表等した上で、本人の同意なく第三者に個人データを提供できる制度。 【放送分野ガイドライン第17条第2項関係】</p> |

表中、個人情報保護法及び放送分野ガイドラインの条項番号は、令和4年4月1日施行時点のもの

| 個人情報保護法 | | 放送分野ガイドライン改正案 | |
|--|--|--|--|
| 改正前 | 改正後 | 現行 | 改正後 |
| <p>（第三者提供の制限） 第23条 2 個人情報取扱事業者は、第三者に提供される個人データ（<u>要配慮個人情報を除く。以下この項において同じ。</u>）について、（中略）当該個人データを第三者に提供することができる。</p> | <p>（第三者提供の制限） 第27条 2 個人情報取扱事業者は、第三者に提供される個人データについて、（中略）当該個人データを第三者に提供することができる。<u>ただし、第三者に提供される個人データが要配慮個人情報又は第20条第1項の規定に違反して取得されたもの若しくは他の個人情報取扱事業者からこの項本文の規定により提供されたもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）である場合は、この限りでない。</u></p> | <p>（第三者提供の制限） 第16条 2 受信者情報取扱事業者は、第三者に提供される放送受信者等の個人データ（<u>要配慮個人情報及び視聴履歴を除く。以下この項において同じ。</u>）について、（中略）当該個人データを第三者に提供することができる。</p> | <p>（第三者提供の制限） 第17条 2 受信者情報取扱事業者は、第三者に提供される放送受信者等の個人データについて、（中略）当該個人データを第三者に提供することができる。<u>ただし、第三者に提供される放送受信者等の個人データが要配慮個人情報、視聴者特定視聴履歴又は第8条第1項の規定に違反して取得されたもの若しくは他の個人情報取扱事業者からこの項本文の規定により提供されたもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）である場合は、この限りでない。</u></p> |

| 改正個人情報保護法の概要 | 放送分野ガイドライン改正案の概要 |
|--|--|
| <p><7ページの6. ②に対応> 外国にある第三者への個人データの提供時に、移転先事業者における個人情報の取扱いに関する本人への情報提供の充実等を求める。</p> <p>【法第28条第2項・第3項関係】</p> | <p>放送分野ガイドラインに、個人情報保護法令と同等の規律を設けることとする。放送分野ガイドラインの解説には、すでに、3-7-4において、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（外国にある第三者への提供編）」（平成28年個人情報保護委員会告示第7号）に準ずることが明記されており、放送分野ガイドラインの解説は改正なし。</p> <p>【放送分野ガイドライン第18条第3項・第6項関係】</p> |

表中、個人情報保護法及び放送分野ガイドラインの条項番号は、令和4年4月1日施行時点のもの

| 個人情報保護法 | | 放送分野ガイドライン改正案 | |
|----------------------|--|----------------------|---|
| 改正前 | 改正後 | 現行 | 改正後 |
| <p>第24条 [新設]</p> | <p>(外国にある第三者への提供の制限) 第28条 2 個人情報取扱事業者は、前項の規定により本人の同意を得ようとする場合には、(中略) あらかじめ、当該外国における個人情報の保護に関する制度、当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置その他当該本人に参考となるべき情報を当該本人に提供しなければならない。</p> <p>[新設] 3 個人情報取扱事業者は、個人データを外国にある第三者(第1項に規定する体制を整備している者に限る。)に提供した場合には、(中略) 本人の求めに応じて当該必要な措置に関する情報を当該本人に提供しなければならない。</p> | <p>第17条 [新設]</p> | <p>(外国にある第三者への提供の制限) 第18条 3 受信者情報取扱事業者は、第1項の規定により本人の同意を得ようとする場合には、(中略) あらかじめ、次に掲げる事項を当該本人に提供しなければならない。 一～三 (略)</p> <p>[新設] 6 受信者情報取扱事業者は、放送受信者等の個人データを外国にある第三者(第1項に規定する体制を整備している者に限る。)に提供した場合には、(中略) 本人の求めに応じて当該必要な措置に関する情報を当該本人に提供しなければならない。</p> |

| 改正個人情報保護法の概要 | 放送分野ガイドライン改正案の概要 |
|--|--|
| <p><7ページの4. ②に対応> 提供元では個人データに該当しないものの、提供先において個人データとなることが想定される情報の第三者提供について、本人同意が得られていること等の確認を義務付ける。</p> <p style="text-align: right;">【法第31条関係】</p> | <p>放送分野ガイドラインに、個人情報保護法令と同等の規律を設けることとする。また、放送分野ガイドラインの解説にも、3-8において、本人の同意の取得方法、本人の同意等の確認の方法等を記載。</p> <p>なお、第三者が放送受信者等の個人関連情報である視聴者非特定視聴履歴（※）を、放送受信者等の個人データとして取得することが想定される場合は、当該規定が適用されることとなる。</p> <p>（※）視聴者非特定視聴履歴（視聴者個人関連情報（視聴に伴って収集される個人に関する情報であって、個人関連情報であるものをいう。）であって、特定の日時において視聴する放送番組を特定することができるものをいう。）</p> <p style="text-align: right;">【放送分野ガイドライン第21条関係】</p> |

表中、個人情報保護法及び放送分野ガイドラインの条番号は、令和4年4月1日施行時点のもの

| 個人情報保護法 | | 放送分野ガイドライン改正案 | |
|---------|--|---------------|--|
| 改正前 | 改正後 | 現行 | 改正後 |
| [新設] | <p><u>（個人関連情報の第三者提供の制限等）</u> 第31条 個人関連情報取扱事業者は、第三者が個人関連情報（中略）を個人データとして取得することが想定される場合は、（中略）あらかじめ個人情報保護委員会規則で定めるところにより確認することをしないで、当該個人関連情報を当該第三者に提供してはならない。</p> | [新設] | <p><u>（個人関連情報の第三者提供の制限等）</u> 第21条 個人関連情報取扱事業者である受信者情報取扱事業者は、第三者が放送受信者等の個人関連情報（中略）を放送受信者等の個人データとして取得することが想定される場合は、（中略）あらかじめ次項に定めるところにより確認することをしないで、当該個人関連情報を当該第三者に提供してはならない。</p> |

| 改正個人情報保護法の概要 | 放送分野ガイドライン改正案の概要 |
|--|--|
| <p><7ページの1. ②に対応> 保有個人データの開示方法（現行、原則、書面の交付）について、電磁的記録の提供を含め、本人が指示できるようにする。</p> <p style="text-align: right;">【法第33条関係】</p> | <p>放送分野ガイドラインに、個人情報保護法令と同等の規律を設けることとする。また、放送分野ガイドラインの解説にも、3-9-2において、本人の要望に沿った方法による提供について追記。</p> <p style="text-align: right;">【放送分野ガイドライン第23条関係】</p> |

表中、個人情報保護法及び放送分野ガイドラインの条番号は、令和4年4月1日施行時点のもの

| 個人情報保護法 | | 放送分野ガイドライン改正案 | |
|--|--|--|---|
| 改正前 | 改正後 | 現行 | 改正後 |
| <p>(開示) 第28条 本人は、個人情報取扱事業者に対し、当該本人が識別される保有個人データの開示を請求することができる。</p> <p>2 個人情報取扱事業者は、前項の規定による請求を受けたときは、本人に対し、政令で定める方法により、遅滞なく、当該保有個人データを開示しなければならない。 (以下略)</p> | <p>(開示) 第33条 本人は、個人情報取扱事業者に対し、当該本人が識別される保有個人データの電磁的記録の提供による方法その他の個人情報保護委員会規則で定める方法による開示を請求することができる。</p> <p>2 個人情報取扱事業者は、前項の規定による請求を受けたときは、本人に対し、同項の規定により当該本人が請求した方法（中略）により、遅滞なく、当該保有個人データを開示しなければならない。 (以下略)</p> | <p>(開示) 第21条 本人は、受信者情報取扱事業者に対し、当該本人が識別される保有個人データの開示を請求することができる。</p> <p>2 受信者情報取扱事業者は、前項の規定による請求を受けたときは、本人に対し、書面の交付による方法（開示の請求を行った者が同意した方法があるときは、当該方法）により、遅滞なく、当該保有個人データを開示しなければならない。 (以下略)</p> | <p>(開示) 第23条 本人は、受信者情報取扱事業者に対し、当該本人が識別される保有個人データの電磁的記録の提供による方法、書面の交付による方法その他当該受信者情報取扱事業者の定める方法による開示を請求することができる。</p> <p>2 受信者情報取扱事業者は、前項の規定による請求を受けたときは、本人に対し、同項の規定により当該本人が請求した方法（中略）により、遅滞なく、当該保有個人データを開示しなければならない。 (以下略)</p> |

| 改正個人情報保護法の概要 | 放送分野ガイドライン改正案の概要 |
|---|---|
| <p><7ページの1. ③に対応> 個人データの授受に関する第三者提供記録を、本人が開示請求できるようにする。</p> <p style="text-align: center;">【法第33条第5項関係】</p> | <p>放送分野ガイドラインに、個人情報保護法令と同等の規律を設けることとする。また、放送分野ガイドラインの解説にも、3-9-3において、第三者提供記録の開示の方法、第三者提供記録の開示事由等について追記。</p> <p style="text-align: center;">【放送分野ガイドライン第23条第5項関係】</p> |

表中、個人情報保護法及び放送分野ガイドラインの条項番号は、令和4年4月1日施行時点のもの

| 個人情報保護法 | | 放送分野ガイドライン改正案 | |
|-------------------------------|--|-------------------------------|--|
| 改正前 | 改正後 | 現行 | 改正後 |
| <p>(開示) 第28条 [新設]</p> | <p>(開示) 第33条 5 第1項から第3項までの規定は、当該本人が識別される個人データに係る第29条第1項及び第30条第3項の記録（中略）について準用する。</p> <p>※ 第29条第1項 個人データを第三者提供したときの記録作成義務</p> <p>※ 第30条第3項 個人データの提供を第三者から受けた際の確認の記録作成義務</p> | <p>(開示) 第21条 [新設]</p> | <p>(開示) 第23条 5 第1項から第3項までの規定は、当該本人が識別される個人データに係る第19条第1項及び第20条第3項の記録（中略）について準用する。</p> <p>※ 第19条第1項 個人データを第三者提供したときの記録作成義務</p> <p>※ 第20条第3項 個人データの提供を第三者から受けた際の確認の記録作成義務</p> |

| 改正個人情報保護法の概要 | 放送分野ガイドライン改正案の概要 |
|---|--|
| <p><7ページの1. ①に対応></p> <p>利用停止・消去等の個人の請求権について、一部の法違反の場合に加えて、個人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合にも拡充する。</p> <p>【法第35条第5項・第6項関係】</p> | <p>放送分野ガイドラインに、個人情報保護法令と同等の規律を設けることとする。また、放送分野ガイドラインの解説にも、3-9-5において、利用停止等の要件、本人の権利利益の侵害を防止するために必要な限度等について追記。</p> <p style="text-align: right;">【放送分野ガイドライン第25条第5項・第6項関係】</p> |

表中、個人情報保護法及び放送分野ガイドラインの条項番号は、令和4年4月1日施行時点のもの

| 個人情報保護法 | | 放送分野ガイドライン改正案 | |
|----------------------|--|----------------------|--|
| 改正前 | 改正後 | 現行 | 改正後 |
| <p>第30条 [新設]</p> | <p>(利用停止等) 第35条</p> <p>5 本人は、個人情報取扱事業者に対し、(中略)当該本人が識別される保有個人データの取扱いにより当該本人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合には、当該保有個人データの利用停止等又は第三者への提供の停止を請求することができる。</p> <p>6 個人情報取扱事業者は、前項の規定による請求を受けた場合であって、その請求に理由があることが判明したときは、本人の権利利益の侵害を防止するために必要な限度で、遅滞なく、当該保有個人データの利用停止等又は第三者への提供の停止を行わなければならない。(以下略)</p> | <p>第23条 [新設]</p> | <p>(利用停止等) 第25条</p> <p>5 本人は、受信者情報取扱事業者に対し、(中略)当該本人が識別される保有個人データの取扱いにより当該本人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合には、当該保有個人データの利用停止等又は第三者への提供の停止を請求することができる。</p> <p>6 受信者情報取扱事業者は、前項の規定による請求を受けた場合であって、その請求に理由があることが判明したときは、本人の権利利益の侵害を防止するために必要な限度で、遅滞なく、当該保有個人データの利用停止等又は第三者への提供の停止を行わなければならない。(以下略)</p> |

| 改正個人情報保護法の概要 | 放送分野ガイドライン改正案の概要 |
|---|--|
| <p><7ページの4. ①に対応> 氏名等を削除した「仮名加工情報」を創設し、内部分析に限定する等を条件に、開示・利用停止請求への対応等の義務を緩和する。 【法第41条・第42条関係】</p> | <p>放送分野ガイドラインに、個人情報保護法令と同等の規律を設けることとする。放送分野ガイドラインの解説にも、3-11において、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（仮名加工情報・匿名加工情報編）」（平成28年個人情報保護委員会告示第9号）に準ずることを記載。 【放送分野ガイドライン第31条・第32条関係】</p> |

表中、個人情報保護法及び放送分野ガイドラインの条番号は、令和4年4月1日施行時点のもの

| 個人情報保護法 | | 放送分野ガイドライン改正案 | |
|---------|--|---------------|---|
| 改正前 | 改正後 | 現行 | 改正後 |
| [新設] | <p><u>（仮名加工情報の作成等）</u> 第41条 個人情報取扱事業者は、仮名加工情報（中略）を作成するときは、他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないようにするために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に従い、個人情報を加工しなければならない。</p> | [新設] | <p><u>（仮名加工情報の作成等）</u> 第31条 受信者情報取扱事業者は、仮名加工情報（中略）を作成するときは、他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないようにするために必要なものとして次に定める基準に従い、個人情報を加工しなければならない。</p> |
| [新設] | <p><u>（仮名加工情報の第三者提供の制限等）</u> 第42条 仮名加工情報取扱事業者は、法令に基づく場合を除くほか、仮名加工情報（個人情報であるものを除く。（中略））を第三者に提供してはならない。</p> | [新設] | <p><u>（仮名加工情報の第三者提供の制限等）</u> 第32条 仮名加工情報取扱事業者である受信者情報取扱事業者は、法令に基づく場合を除くほか、仮名加工情報（個人情報であるものを除く。（中略））を第三者に提供してはならない。</p> |

| 改正個人情報保護法の概要 | 放送分野ガイドライン改正案の概要 |
|--|--|
| <p>＜令和3年改正個人情報保護法に対応＞</p> <p>学術研究に係る適用の除外について、一律の適用除外ではなく、義務ごとの例外規定として精緻化する。また、学術研究機関等の責務を規定する。</p> <p>【法第18条第3項第5号・第6号、第20条第1項第5号～第7号、第27条第1項第5号～第7号、第59条関係】</p> | <p>放送分野ガイドラインに、個人情報保護法令と同等の規律を設けることとする。放送分野ガイドラインの解説にも、3-1-5、3-3-3、3-7-1において、それぞれ例外として追記するとともに、6において、「学術研究機関等の責務」を記載。</p> <p>【放送分野ガイドライン第5条第3項第5号・第6号、第8条第2項第5号～第7号、第17条第1項第5号～第7号、第39条関係】</p> |

表中、個人情報保護法及び放送分野ガイドラインの条項番号は、令和4年4月1日施行時点のもの

| 個人情報保護法 | | 放送分野ガイドライン改正案 | |
|---------|--|---------------|---|
| 改正前 | 改正後 | 現行 | 改正後 |
| [新設] | <p><u>(学術研究機関等の責務)</u></p> <p>第59条 個人情報取扱事業者である学術研究機関等は、学術研究目的で行う個人情報の取扱いについて、この法律の規定を遵守するとともに、その適正を確保するために必要な措置を自ら講じ、かつ、当該措置の内容を公表するよう努めなければならない。</p> | [新設] | <p><u>(学術研究機関等の責務)</u></p> <p>第39条 受信者情報取扱事業者である学術研究機関等は、学術研究目的で行う放送受信者等の個人情報の取扱いについて、本ガイドラインの規定を遵守するとともに、その適正を確保するために必要な措置を自ら講じ、かつ、当該措置の内容を公表するよう努めなければならない。</p> |

放送分野ガイドライン第5条第3項第5号・第6号、第8条第2項第5号～第7号、第17条第1項第5号～第7号に、法第18条第3項第5号・第6号、法第20条第1項第5号～第7号、法第27条第1項第5号～第7号と同等の規律を設けているが、ここでは割愛している。

改正個人情報保護法の概要**<7ページの3に対応>**

認定団体制度について、現行制度に加え、企業の特定分野（部門）を対象とする団体を認定できるようにする。

【法第47条第2項関係】

<7ページの6①に対応>

日本国内にある者に対する物品又は役務の提供に関連して個人情報等を取り扱う外国事業者を、罰則によって担保された報告徴収・命令の対象とする。

【法第166条関係】

<7ページの5①に対応>

委員会による命令違反・委員会に対する虚偽報告等の法定刑を引き上げる。

【法第173条・第177条関係】

<7ページの5②に対応>

命令違反等の罰金について、法人と個人の資力格差等を勘案して、法人に対しては行為者よりも罰金刑の最高額を引き上げる（法人重科）。

【法第179条第1項関係】

放送分野ガイドラインに特別の規定を置く必要のないもの